

令5衛検第847号

令和5年5月2日

旅館業経営者 各位

秋田市保健所長 伊藤 善信

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の
旅館業法第5条の取扱いについて（通知）

日頃から本市の生活衛生行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について厚生労働省から別紙のとおり事務連絡がありましたので、宿泊拒否の制限について適切にご対応くださいますようお願いいたします。

担 当 秋田市保健所 衛生検査課

環境指導担当 富樫 勝

TEL 883-1181

FAX 883-1171